

滑川市観光パンフレット制作業務委託仕様書

1 業務の目的

本業務は、滑川市への観光誘客の増大及び客層の拡大を図るために、観光客の属性及び観光目的の多様化による現代のニーズに合わせた、本市の魅力や観光情報を存分に発信することのできる新たなパンフレットを制作することを目的とする。

2 期間

契約締結日から令和8年2月28日（実績報告完了）まで

3 納入場所

滑川市産業民生部水産観光課

〒936-8601 滑川市寺家町 104 番地

電話：076-475-1436 メールアドレス：kankou@city.namerikawa.lg.jp

4 業務内容等

- (1) パンフレット制作に係る企画立案、構成、デザイン、取材、写真撮影、印刷製本等の全ての業務を行うこと。ただし、時期等の都合により入手困難な写真等がある場合は、委託者が所有する写真等を使用することができる。
- (2) 受託者は、委託者による原稿内容の確認及び校正を受けること。受託者は、委託者から修正及び変更等の指示があった場合は速やかに対応すること。校正作業は、委託者が校了と判断するまで行うこと。
- (3) 受託者は、契約金額の範囲内において独自提案を積極的に行うこと。

5 パンフレットの内容・コンセプト

- (1) 観光集客用として「滑川市を知らない・訪れたことのない人」が思わず手に取りたくなる、実際に訪れてみたくなるような内容であること。
- (2) 神秘の光「ホタルイカ」や、いにしへの街並み「宿場回廊」等、本市を代表する観光資源の情報を盛り込み、市内での周遊性を高め、滞在時間の延長が期待でき、読んで楽しく、年齢を問わず理解しやすいものであること。
- (3) 見やすく工夫された地図（市全体地図、各地区詳細地図）を掲載し、市内の位置関係等を視覚的に理解できるようにすること。
- (4) SNS等で拡散したくなるような表紙デザインにすること。
- (5) 可能な限り四季を読み取ることのできる内容とすること。

6 パンフレットの規格等

- (1) 規格：A4版、両面フルカラー（4色以上刷り）、中綴じ（ブック型）、8ページ（表紙含む）
- (2) 言語：日本語
- (3) 内容イメージ：長野県小諸市ガイドブック「旅する小諸」

※見本品は現物とし、電子メールの表題を「プロポーザル見本品希望【滑川市観光パンフレット制作業務】(事業者名)」、本文に郵便番号、住所、事業者名を記載し送付すること。電子メールを確認後、速達にて1部郵送する。(電子メールの送付が平日5時以降及び土・日の場合は翌営業日に郵送する。)

7 成果品

- (1) 印刷物 日本語版 10,000 部
- (2) 電子データ
 - ① PDFデータ (ホームページ等掲載用として容量を最適化したもの)
 - ② AIデータ (Adobe Illustrator で編集可能なデータ)
 - ③ パンフレット作成に使用した写真・テキスト等データ一式

8 留意事項

- (1) 特記事項
 - ① パンフレットのデザイン及び掲載内容については、委託者と協議により決定するため、企画提案によるデザイン及び掲載内容は変更する場合がある。
 - ② 本業務により作成されるデザイン、写真等全ての著作権 (著作権法 (昭和 45 年 5 月 6 日法律第 48 号) 第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む)、所有権等を委託者に譲渡すること。ただし、委託者が使用を許可した場合、受託者は本業務により作成されるデザイン、写真等を使用することができる。
 - ③ 成果品の所有権は、受託者が委託者に対して当該成果品を引き渡した時点をもって、委託者へ移転するものとする。また、成果品は委託者が自由に二次使用 (印刷物の製作、ホームページへの掲載等) できるものとする。
 - ④ 受託者は、モデル等を使用する場合は、肖像権等に関する問題が発生しないように措置を行うものとし、期限を定めず複数年にわたり当該成果品を使用することについて許諾を得ておくとともに、増刷に行う場合などに委託者が新たに金銭的要求を受けることが無いようにすることとする。
- (2) その他
 - ① 受託者は、業務遂行にあたっては委託者と十分な協議打合せを行ったうえで、進捗状況を随時報告するものとする。
 - ② 受託者は、本業務において知り得た事項について、漏洩してはならない。また、本業務に用いた資料及び成果品等について、委託者の許可なく公表もしくは貸与してはならない。
 - ③ 本仕様書に記載のない事項、または疑義が生じた事項については、その都度、市と協議のうえ決定する。